

◎佐賀県条例第35号

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第1条 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもの(附則第19項において「<u>年間の勤務時間数</u>」という。)で除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3まで及び附則第17項第2号においてこれらの日を「<u>基準日</u>」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「<u>支給日</u>」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第22条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「<u>基準日</u>」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「<u>支給日</u>」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第22条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当する</p>

改正前	改正後
<p>級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第21条及び附則第20項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第17項第2号において<u>同じ</u>。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略 （勤勉手当）</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第17項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。こ</p>	<p>職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略 （勤勉手当）</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。こ</p>

改正前	改正後
<p>の場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略 附 則 1～16 略 （特定職員に支給する給与の特例）</p> <p>17 平成29年3月31日までの間、職員（次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が50歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が50歳に</p>	<p>の場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略 附 則 1～16 略</p>

改正前	改正後
<p>達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、<u>特定職員となった日</u>)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.4を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.6を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第19項及び第20項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第19項において「給料月額減額基礎額」という。))</p> <p>(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.4を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る</p>	

改正前	改正後
<p><u>同項各号に定める割合を乗じて得た額)</u></p> <p>(3) <u>勤勉手当</u> <u>それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第20項において「勤勉手当減額対象額」という。)</u>に、<u>当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.4を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第20項において「勤勉手当減額基礎額」という。)</u>に、<u>当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)</u></p> <p>(4) <u>第22条第1項から第6項まで又は第8項の規定により支給される給与</u> <u>当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>第22条第1項</u> <u>前各号に定める額</u></p> <p>イ <u>第22条第2項又は第3項</u> <u>第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額</u></p> <p>ウ <u>第22条第4項</u> <u>第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</u></p>	

改正前	改正後								
<p><u>エ 第22条第5項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>オ 第22条第6項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）</u></p> <p><u>カ 第22条第8項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）</u></p> <table border="1" data-bbox="226 756 1075 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 756 754 804">給料表</th> <th data-bbox="754 756 1075 804">職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 804 754 852">高等学校等教育職給料表</td> <td data-bbox="754 804 1075 852">4級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 852 754 900">中学校・小学校教育職給料表</td> <td data-bbox="754 852 1075 900">4級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 900 754 943">行政職給料表</td> <td data-bbox="754 900 1075 943">6級</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>18 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p><u>19 附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間数で除して得た額に100分の1.4を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する人事委員会規</u></p>	給料表	職務の級	高等学校等教育職給料表	4級	中学校・小学校教育職給料表	4級	行政職給料表	6級	
給料表	職務の級								
高等学校等教育職給料表	4級								
中学校・小学校教育職給料表	4級								
行政職給料表	6級								

改正前	改正後
<p>則で定める手当の月額合計額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。</p> <p>20 附則第17項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.26(特定幹部職員にあっては、100分の1.54)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	

第2条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)、12月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあって</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)</u>を乗じて得た額の総額</p>

改正前	改正後
<p>は、<u>100分の115</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の50</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の45</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の55</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ~ 5 略</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の52.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ~ 5 略</p>

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例 (次条において「改正後の給与条例」という。) の規定は、平成29年12月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)

第 4 条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例 (昭和27年佐賀県条例第39号) の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 平成29年 3 月31日までの間、佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項に規定する特定職員 (以下この項において「特定職員」と</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p>

改正前	改正後
<p>いう。)に対するへき地手当及びへき地手当に準ずる手当(以下この項において「へき地手当等」という。)の支給に当たっては、当該特定職員が50歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、へき地手当等の額から、当該特定職員のへき地手当等に係る給料月額に100分の1.4を乗じて得た額(同項第1号に規定する最低号給に達しない場合にあっては、同号に規定する給料月額減額基礎額)に当該へき地手当等に係る支給割合を乗じて得た額を減ずる。</p>	

(佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正)

第5条 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例(昭和35年佐賀県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</p> <p>2 <u>平成29年3月31日までの間、佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項に規定する特定職員(以下この項において「特定職員」という。)に対する定時制通信教育手当の支給に当たっては、当該特定職員が50歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、定時制通信教育手当の額から、当該特定職員の給料月額に対する定時制通信教育手当の月額に100分の1.4を乗じて得た額(同項第1号に</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</p>

改正前	改正後
<u>規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に対する定時制通信教育手当の月額)に相当する額を減ずる。</u>	